

対象者(被保険者)

◆75歳以上の方(満75歳の誕生日から対象)

75歳到達による後期高齢者医療制度への加入手続きは不要です。

◆65歳以上75歳未満で一定の障害※1について広域連合の認定を受けた方(認定を受けた日から対象)

※1 障害基礎年金が1・2級の方、身体障害者手帳の1～3級及び4級の一部の方、精神障害者保健福祉手帳の1・2級の方、療育手帳のAの方などで一定の障害があると確認できる方。

一定の障害に該当する方の加入(障害の認定の申請)は任意です。障害の認定は、75歳になるまではいつでも申請することができます。また、いつでも将来に向けて撤回することができます。

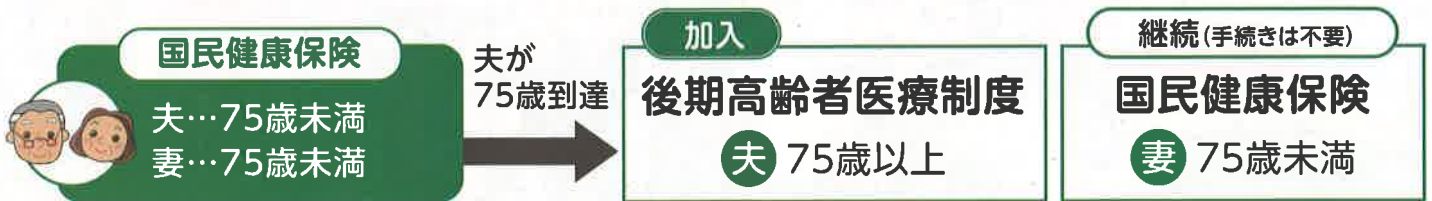
・生活保護を受けている方など、対象にならない方がいます。



後期高齢者医療制度の被保険者になると、それまでの国民健康保険や社会保険※2の資格は喪失します。

※2 社会保険とは、協会けんぽ(全国健康保険協会管掌健康保険)、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合などの被用者保険のことです。

①夫婦で国民健康保険に加入していた場合



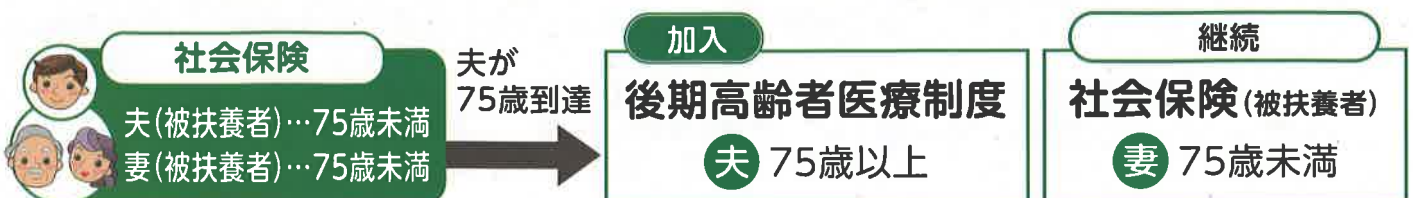
②夫が社会保険で、妻はその被扶養者の場合

(夫が扶養されている場合は読み替えてください。)



※3 国民健康保険や他の親族の社会保険(被扶養者)へ加入する場合は、お住まいの市(区)町村窓口や社会保険の窓口での手続きが必要です。

③夫婦で親族(例えば子ども)の社会保険の被扶養者の場合



保険証

- ◆後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)が一人に1枚交付されます。原則として、75歳になる月の前月にお届けし、毎年8月1日に更新されます。

次のようなときは後期高齢者医療制度の保険証が使用できません。

- 病気とみなされないもの……人間ドック・予防接種 など
- ほかの保険が使えるとき……仕事上の病気やけが(労災保険の対象となる場合)
- 保険給付の制限がされる時……故意の犯罪行為や故意の事故・けんかや泥酔による傷病や広域連合の質問等を拒んだとき など

- ◆保険証の色は毎年かわります!

保険証は毎年8月1日の更新で色が変更されます。
平成30年8月1日から、『うす緑色』になります。

新しい保険証が届いたら、8月1日からは古い保険証と差し替えて、病院等の窓口提示しましょう。

新しい保険証が届かない時は、お住まいの市(区)町村の窓口にお問い合わせください。

